

令和5年4月から変更となる制度のまとめ

1. 雇用保険料率の変更！！

令和5年4月分の給与から、労働者負担・事業主負担の

保険料率が下記のとおり変更になります。

給与計算の際はご注意ください。



●令和5年4月1日～令和6年3月31日●

TOPIX

1. 雇用保険料率の変更！！
2. 割増賃金率適用猶予 廃止！

事業の種類	負担者		失業等給付・ 育児休業等給付 の保険料率	雇用保険二事業の 保険料率	①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担	② 事業主負担			
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・清酒製造の 事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

2. 中小企業の割増賃金率の適用猶予廃止！

中小企業は時間外労働が月 60 時間を超えた場合でも割増率 25%に猶予されていましたが、この春からは猶予措置が廃止となり、月 60 時間を超えた場合の割増率は 50%へと変更になります。

法定時間外（月）	中小企業	大企業
60 時間以下	25%	25%
60 時間超		50%

令和5年
4月から



中小企業
大企業ともに

25%

50%

変更！

<1> 深夜労働

深夜労働割増率 25% + 月 60 時間超の割増率 50% → 75%以上の割増率

長時間労働

<2> 休日労働

週 1 日の法定休日は含まないものの、所定休日に週 40 時間を超えて労働した時間外労働は上記の「60 時間超かどうか」の集計に含む

<3> 代替休暇（制度導入は任意であり、労使協定が必要となります）

通常割増率 25%を超える部分の支払いに代えて、有給休暇を与えることができる



労働時間管理を徹底し、60時間超の時間外労働を集計できるような勤怠管理体制を整えましょう

協会けんぽの保険料率が令和5年3月分(4月納付分)から改定となっていますので今一度ご確認ください